

令和2年5月8日

法人事業者 各位

公益財団法人大阪タクシーセンター

新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置
に基づくタクシー業務適正化事業負担金の取り扱いについて

貴社におかれましては、平素より当センターに対しまして格別のご高配を賜っておりますことを厚く御礼申し上げます。

さて、今般、近畿運輸局から令和2年4月7日付けにて「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置について」事務連絡が発出されたところです。

各事業者様にご負担をお願いいたしております適正化事業負担金の徴収方法につきましては、同事務連絡の4.(1)①に記載されております「道路運送車両法に規定する一時抹消登録」を行った車両につきまして、負担金の徴収対象から外すことといたします。

なお、この取り扱いにつきましては、4月末における届出車両数から対象とさせていただきます。

担当：企画課 藤井・太田
電話：06-6933-5620